

平成24年3月30日

## 審査基準

## 1. 趣旨

この基準は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に、日本語教育を行う教育機関(以下「日本語教育機関」という。)が在留資格「留学」をもって在留する外国人を受け入れることができる機関として、告示をもって定められるために備える必要がある要件を明らかにするものである。

## 2. 基準

第1 日本語教育機関の修業期間は、1年以上とする。ただし、合理的な理由がある場合に限り6か月も認めることとする。

第2 日本語教育機関の学年の始期及び終期は、各日本語教育機関においてその規則で定める。

2 原則として、学年の始期は、4月及び10月の年2度までとし、随時に入学させるケース(随時入学)は認めないものとする。

3 前項の規定によりがたい理由があり、そのための教員数、施設・設備等の条件を備えている場合は、1月及び7月を学年の始期とすることを認めることができる。ただし、学年の始期は、年4度を超えないものとする。

4 学年の終期は、設置コースの修業期間の終了時期とする。ただし、進学コースにあつては、学年の終期は、原則3月とする。

第3 日本語教育機関の授業時間は、その1単位時間が、原則として45分を下回らないものとする。

第4 日本語教育機関の授業時数は、1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。

ただし、修業期間が6か月の場合には、380時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とする。

第5 日本語教育機関の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、当該日本語教育機関の規則で定めるものとする。

2 収容定員は、教員数、校舎面積、教室面積、設備等に応じた適切なものとする。

なお、新たに日本語教育機関を開設する場合の当初の収容定員は、原則として100人を超えないものとする。

第6 日本語教育機関において、日本語の一の授業科目について同時に授業を行う学習者(以下「学生」という。)の数は、20人以下とする。

第7 日本語教育機関においては、日本語学習の目的に応じて日本語教育を施すにふさわしい授業科目を開設するものとする。

第8 午前の部、午後の部等のいわゆる二部制は認めるが、三部制は認めないものとする。

2 授業は、昼間において行うものとし、早朝又は夜間の授業は認めない。

第9 日本語教育機関は、入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力等について適切な方法により確認するものとする。

第10 日本語教育機関は、学生の勉学、生活、資格外活動等について適切な在籍管理に努めるものとする。

2 学生の出席管理を徹底し、出席状況の良好でない者については、改善指導を行うものとする。

3 入学許可書発行簿、学籍簿、出席簿など学生の教育・指導関係書類を整備し、かつ、適正に管理するものとする。

4 学生の資格外活動について、正確に把握し、違法な活動を行わないよう適切な指導を行うものとする。

第11 日本語教育機関には、校長、主任教員及び次の表に定める数の教員(主任教員を含む。)を置く。

学生定員の区分	教員数
学生数60人まで	3
学生数61人以上	$3 + \frac{\text{学生定員} - 60}{20}$

2 前項で必要とされる教員の数の2分の1以上は、専任の教員(常勤の校長が教員を兼ねる場合は、当該校長を含む。)であることが望ましいが、当分の間3分の1以上とする。

ただし、専任教員は最低2人以上とするものとする。

- 3 校長が別途規定する主任教員の資格を有する場合、校長は主任教員を兼ねることができる。
- 4 二部制の教員数については、基準に基づき、合計収容定員に必要な教員数とする。
- 5 教員の1週間当たりの授業担当時間数は、おおむね25時間を超えないものとする。

第12 日本語教育機関の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に原則として5年間以上従事した者とする。

第13 主任教員は、日本語教育に関する教育課程の編成など教育的知識・能力を備えた者とし、常勤の日本語教員又は日本語研究者として3年以上の経験を有する者とする。

2 主任教員は、専任教員のうちから選任する。

第14 日本語教育機関の教員は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する専攻(日本語教育科目45単位以上)を修了し、卒業した者
- 二 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
  - 1) 学士の学位を有する者
  - 2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等(以下「学校等」という。)において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
  - 3) 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
  - 4) 高等学校において教諭の経験のある者
- 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

2 日本語の教員としての資格を満たさない者については、収容定員に必要な教員数として認めないものとする。

第15 日本語教育機関の校長又は教員となる者は、次の各号に該当する者ではないものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられた者
- 三 教員免許状取上げの処分を受け、2年以上を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

五 外国人の入国又は在留に関する不正行為を行い、3年を経過しない者

第16 日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

2 機関の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものとし、同一建物内に風俗営業施設又は風俗関連営業施設と同居することは、原則として認めないものとする。

3 地下の教室及び窓のない教室は、原則として認めないものとする。

第17 日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。

2 分校及び本校から徒歩で10分間以上を要する場所にある校舎、教室等は、独立した機関として取り扱うものとする。

なお、分校については、2校を限度とするものとする。

3 新規に開設する日本語教育機関及び平成7年10月以降に開設された日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有とするものとする。

ただし、国や地方公共団体などの所有で譲渡ができないなどの特別な事情がある場合は、20年以上の賃借権又は地上権が設定されており、日本語教育機関の運営上支障がないことが確実であると認められる場合には、自己所有であることを要しないものとする。

第18 日本語教育機関の校舎の面積は、同時に授業を行う学生1人当たり 2.3㎡以上とする。ただし、115㎡を下回らないものとする。

2 日本語教育機関の校舎には、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えるものとする。

また、なるべく図書室、保健室を備えるものとする。

3 日本語教育機関の教室は、同時に授業を行う学生数に応じ、必要な面積を備えるものとする。

4 教室の面積は、各教室ごとに、同時に授業を行う学生一人当たり1.5㎡を下回らないものとする。

第19 日本語教育機関は、学生数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

2 机、椅子、黒板などの教育を行うに当たって最小限必要と考えられる設備のレンタルは、認め

ないものとする。

第20 日本語教育機関を設置する者は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者とする。

- 一 日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者(法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員とする。)が日本語教育機関を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者(法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。)が社会的信望を有すること。

2 次の各号に該当する者(法人の場合は、当該日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。)は、設置できないものとする。

- 一 設置時において、過去3年以内に告示から削除された者
- 二 第15に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当する者

第21 日本語教育機関には、生活指導担当者を置くものとする。

2 生活指導担当者は、学生の生活指導及び進路指導に関する知識を有するとともに、第15に規定する校長・教員の欠格事由の各号に該当しない者であるものとする。

3 生活指導担当者は、学生に対し適切な生活指導及び進路指導を行うものとする。

第22 日本語教育機関の名称は、日本語教育機関として適当なものであるものとする。

2 既存機関等の名称と同一の名称は、認めないものとする。

第23 日本語教育機関は、その規則を定め、少なくとも次の事項を記載するものとする。

- 一 修業期間、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- 二 教育課程、学習の評価及び授業日時数に関する事項
- 三 収容定員及び教職員組織に関する事項
- 四 入学資格に関する事項
- 五 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 六 寄宿舎に関する事項
- 七 その他必要な事項

第24 機関の運営が円滑に行われるための体制が整えられているものであること。

第25 日本語教育機関は、その教育水準の向上を図り、当該日本語教育機関の目的及び社会的使命を達成するため、当該日本語教育機関における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

### 3. 留意点等

1

日本語教育機関は、上記第25の点検及び評価の結果について、当該日本語教育機関の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

2

日本語教育機関は、当該日本語教育機関における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

3

①日本語教育機関の経営は、その設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して行われるものとする。

②学生納付金の額、経常経費、支出額等が適切なものであること。

③学生納入金の総額と経常経費の総額との収支比率が適正なものであること。

4

日本語教育機関は、学生の入学後できるだけ早期に健康診断を行うものとし、1年経過後、再度健康診断を行うものとする。

5

日本語教育機関の教員には国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱が求められている。このため、専任教員の採用に当たっては、大学の学部における日本語教員養成の課程を修了した者や日本語教育能力検定試験の合格者など、日本語教育に関する専門的な知識、能力を有する者を確保すること。

6

日本語教育機関においては、その対象とする外国人の多くが、日本の事情等を十分に理解するに至っていない者であることを考慮し、生活指導を含め十分な配慮の下にその教育を行う必要があること。

7

日本語教育機関における1日当たりの授業時間数については、その対象とする外国人の主たる来日目的が日本語の学習であることを考慮して、適切に配当すること。